



®

令和2年
(2020年) 2月17日(月)

No. 15112 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

特許無効審判不成立審決取消請求事件

(多色ペンライト特許発明(特許第5608827号)進歩性の有無(引用発明の認定、一致点及び相違点の認定及び相違点に係る判断の仕方、置換容易性)) [上] (全2回)

—平成30年(行ケ)第10128号、令和元年8月8日判決言渡—

本件訴訟原告(特許無効審判請求人)は、本件審決の甲1発明の認定に誤りがあるとし、本件審決の本件特許発明1と甲1発明の一致点及び相違点の認定に誤りがあるとし、(1)本件特許発明1と甲1X発明の一致点及び(2)本件特許発明1と甲1X発明の相違点を、相違点A～相違点Dの構成と同じであると、甲1X発明の相違点Aに係る構成は容易想到であるとした(本件特許発明2も、容易想到であるとした)。

一方、本件訴訟被告(特許無効審判被請求人)は、甲1発明の認定には、本件審決の認定に誤りはないとして、本件審決の本件特許発明1と甲1発明の一致点及び相違点の認定に誤りはなく、甲2事項の構

21世紀は知力・英知の時代

特許業務法人 英知国際特許事務所

創立 1922 年

所長弁理士 岩崎 孝治	所長代理弁理士 七條 耕司	副所長弁理士 小橋 立昌	弁理士 鈴木 康裕
意匠部長弁理士 関口 剛	商標部長弁理士 岩崎 良子	調査部長弁理士 郡山 順	国際部長弁理士 田口 滋子
特別顧問弁理士 細井 貞行	弁理士 紀田 馨	管理部長 菅野 公則	特別顧問 岡本 清秀 (日本ライセンス協会 元会長)

[東京本部] 〒112-0011 東京都文京区千石 4-45-13 TEL 03-3946-0531 FAX 03-3946-4340

[赤坂サライト] 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-21-601 TEL 03-6206-6479 FAX 03-6206-6480
(意匠・商標部門)

[帯広・仙台・山形・神奈川・浜松・名古屋・大阪各支部]

<http://www.eichi-patent.jp>